

建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年3月6日(月)
午前9時56分～午前10時39分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大友 康信
委員 齋 浩美 委員 荒川 洋平
委員 小野 泰弘 委員 菊地 忍
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 建設部長 小久保義博
出席をした 震災復興部長 手嶋日出彦
者の職氏名 建設部次長兼 森 孝雄
都市計画課長 震災復興部次長兼 相澤幸也
復興まちづくり課長 土木課長 山田 隆
都市計画課長補佐兼 石森正幸
都市計画係長 復興まちづくり課 郷内秀稔
復興住宅班長 土木課技術主幹兼 村上 諭
道路建設係長 土木課 宇津井亮
庶務・管理係長兼 地籍調査係長

6 事務局職員 事務局 長 今野博幸
主 査 高橋一暢
主 事 後藤法子

7 付議事件

- (1) 議案第22号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第23号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第36号 市道路線の廃止について
- (4) 議案第37号 市道路線の認定について
- (5) 陳情第2号 県道126号線の歩道整備に関する陳情
- (6) 陳情第3号 本町地区の環境整備等に関する陳情
- (7) 陳情第4号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情

午前9時56分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、建設部長、震災復興部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第22号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 別表第1の適用区域の中で、愛島郷について区域が「愛島郷一丁目の全部及び愛島郷二丁目の一部」となっていますが、二丁目地内の調整池を除くために「一部」と標記しているのか、確認させてください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（森 孝雄） 町の区域を画するとき、愛島郷二丁目については、土地区画整理事業の区域だけではなく、地形上の理由により一部の隣接する水路も含めざるを得ませんでした。水路も含めて町の区域を決定しているため、地区計画では愛島郷一丁目、二丁目となりますが、町の区域については、水路を除くため「一部」となるものです。

○委員長（相澤祐司） 菊地委員。

○委員（菊地 忍） そうしますと、二丁目の地番に水路は含まないということですか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（森 孝雄） 水路については、愛島郷二丁目に含まれますが、土地区画整理事業の区域には含まないということです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。小野泰弘委員。

○委員（小野泰弘） 今の部分で確認なのですが、「一部」とは水路を除いた二丁目全部ということですか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（森 孝雄） お見込みのとおりです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 名取市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回、広い範囲を団地として追加しますが、その団地内には戸建て住宅と集合住宅があります。細かいことで申し訳ないですが、例えばその団地内での集合住宅はA棟、B棟、C棟というように連番で建物に名前をつけていくのか、確認をさせてください。

○委員長（相澤祐司） 答弁、復興まちづくり課長。

○復興まちづくり課長（相澤幸也） 現在、閑上第1期の集合住宅については4棟、その北側に閑上第2期の40戸、1棟を整備しています。閑上東地区については、5棟をA、B、C、D、Eと標記したいと考えています。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 名取市営住宅設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 市道路線の廃止について及び議案第37号 市道路線の認定についてを一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 認定について伺います。今回認定する市道は、全て通行可能でしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、庶務・管理係長。

○土木課庶務・管理係長（宇津井亮） ダム建設工事にかかる市道笠島川内線のつけかえ道路として、今回新たに認定する市道道祖神愛島台線は建設中であり、その他の路線は平成29年3月までに全て通行可能となります。

○委員長（相澤祐司） 荒川委員。

○委員（荒川洋平） 市道道祖神愛島台線の通行が可能になるのはいつか、伺います。

○委員長（相澤祐司） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 市道笠島川内線については、社会資本整備総合交付金を活用し、事業を進めています。今の事業計画では平成32年度までとじていますが、ダム建設工事が平成36年度までの計画であり、つけかえ道路等の工事は宮城県と調整しながら進めるため、工事期間の延長が考えられます。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 同じ路線についてですが、今回市道の廃止には市道笠島川内線は入っていません。いずれ、つけかえ道路が完成した際に、廃止にするという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、庶務・管理係長。

○土木課庶務・管理係長（宇津井亮） つけかえ道路として市道道祖神愛島台線を認定し、工事完了次第、市道笠島川内線を廃止する予定です。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第22号、議案第23号並びに議案第36号及び議案第37号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

次に、付議事件の（5）陳情第2号 県道126号線の歩道整備に関する陳情から（7）陳情第4号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情までを一括して議題といたします。

本件陳情に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに、報告書案について書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（後藤法子） [資料により説明をなした]

○委員長（相澤祐司） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

*休憩中の要旨

- ・陳情第2号及び第3号については、委員長案のとおりとすることとした。
 - ・陳情第4号については、内容について再度担当課に確認することとした。
-

午前10時23分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時39分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前10時39分 散会

平成29年3月6日

建設経済常任委員会

委員長 相澤 祐司